# 高教組速報

2015年度 第4号

2015年11月20日

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

文責 馬場 降

### ◇「マイナンバー制度」に関する県教委折衝◇

## 番号提供については本人の意思を尊重することを確認

「マイナンバー制度」が来年 1 月から運用されることにともなって、事業者は、来年 1 月以降の給与支払い分について、税務署に提出する源泉徴収票等に給して、を受ける個々人のマイナンバーを記載したのためいでは、県教委が教職員については、県教委が教職員について高教組は 11 月 17 日、県教委に要請書を提出して折衝を説明した。折衝には教職員課と総務課の担当れた。折衝には教職員課と総務課の担当れた県教委通知の内容を説明しながら、回答しました。

#### マイナンバーの提供は 本人が番号を入力する形でも可能

県教委はマイナンバーの収集について、学校現場では基本的に、来年の11月まで(1月~11月に退職する職員については退職時)に、個人番号通知カードの写し等の提出を求める方針であることを説明しました。高教組は、マイナンバー制度については、多くの国民が情報漏洩の問題をはじめとして様々な不安を感じていることを指摘し、個人番号の提供については、強制せず、

本人の意思を尊重することを求めました。 これに対して県教委は、「個人番号通知カードの写し等を提出するのではなく、自分 でシステムに番号を入力したい人について は、それもできるようにする」と回答しま した。

高教組は、番号の提供自体をしたくない人もいること、法的には本人に個人番号の提供の義務はないことを指摘し、提供したくない場合は本人の意思を尊重することを求めました。これに対して県教委は、国税庁も本人からの提供がない場合は源泉徴収票の番号欄が空欄でもかまわないとしていると述べるなど、本人が番号を提供しない場合も想定されていることを認めました。県教委は、「提供しない場合に国税庁がどのような対応をするかは明らかになっていない。本人に煩雑(面倒?)なことになるか

もしれない」と述べましたが、高教組が「そういう問題も含めて説明した上で、本人が提供しないと判断すれば、その意思が尊重されるべきだ」を主張すると、否定しませんでした。



### 職員への説明や個人番号提供の要請は管理職の仕事

高教組は、マイナンバー制度にかかわる 実務で事務職員の負担が大きくなることを 避けるために、以下の2点を要請しました。

- ①県当局の責任で職員に対してマイナン バー制度の趣旨や個人番号の収集の理 由や収集および管理の方法について周 知し、職員の理解を得るよう努力する こと。学校現場においては校長が職員 に説明をすること。
- ②個人番号の収集・管理に学校事務職員 を関与させることなく、県当局が直接 責任を持って行うこと。学校現場で個 人番号を保管することがないようにす ること。

①について県教委は、学校現場での説明 は校長や事務長など管理職が行うと回答し ました。

②の事務職員の関与について県教委は、 教職員から提出された個人番号をシステム に入力する作業は事務職員が行う(前述のとおり、教職員本人が直接入力する場合もある)としましたが、個人番号を提供しない教職員に対して改めて提出を要請することについては、「それは管理職の仕事」と回答しました。

#### 学校現場での個人番号の保管は 期間を限った限定的な形にする

②の学校現場での個人番号の保管について県教委は、県の個人番号管理システムの稼働が来年 12 月からとなるため、それまでに提出された個人番号通知カードの写し等は学校現場で保管せざるを得ないと説明しました。ただし、システムが動き出せば、個人番号を入力後に個人番号通知カードの写し等はシュレッダーで廃棄するので、学校現場での個人番号の保管はなくなると説明しています。

#### ◇県教委が示している個人番号の収集のしかたの概要

1. 個人番号の提供が求められる教職員

2016 年 1 月以降に給料や謝金等が支払われる教職員(正規職員・嘱託職員・臨時職員・非常勤講師等)

※所得税の控除対象扶養親族の個人番号も提出を求められます。

2. 提供の方法及び時期

2016年12月に在職している教職員は、16年11月までに個人番号通知カードの写し等を提出(16年12月にシステムに入力も可)。 ※16年1月~11月に退職する教職員は退職時に写し等を提出



| 長崎高教組は教職員の生活と権利を守るために活動しています 未加入の方は是非加入を